


家財保険の保険金額の目安は？

 大人1人 300万円 ~ 600万円	 大人2人 500万円 ~ 800万円	 大人2人 子供1人 700万円 ~ 1,000万円
--	---	---

所有する生活家財の価額より保険金額が低い場合

大きな被害に遭った場合などに、生活再建に必要な保険金を十分に受け取れないこともあります。生活家財保険は、保険金額がご自身(同居者を含む)の所有する生活家財の価額と見合ったものに加入することが大切です。



生活家財って何？

この保険の対象となる生活家財の例

家財とは下記のような生活関連の動産全般を指します。

家具類



衣類・寝具



キッチン用品



家電類



パソコン・通信機器



保険の対象にならない生活家財の例

30万円以上の貴金属や絵画、書画、骨とう



食料品



地球環境保護のため、インターネットでの契約内容確認をおすすめします。

インターネットによるご契約内容の確認方法

1 「お客さま専用ページ」にアクセス

弊社ホームページ(<http://www.flex-ins.co.jp>)より「お客さま専用ページ」を開きます。

2 「お客さま専用ページ」にログイン

後日ご郵送させていただく「引受通知書」に記載のID/パスワードを入力します。

3 契約内容の確認

契約内容確認画面でご契約内容をご確認ください。

ご契約書類をご用意のうえ、手続きしてください。
上記の手順は概要です。詳しくは弊社ホームページの案内に従ってください。

当社の保険は、「通信販売型」の商品となっております。

お申込手続きは、**お客様で自身で行っていただく**必要があります。

なお、賃貸借契約の窓口となった不動産会社様は、当社の代理店ではありません。

よって、**本保険に関するご説明などは法律上、一切行うことができません。**

ご不明な点などございましたら、「お客さま専用ダイヤル」までご連絡ください。

お申込みは今すぐ同封の申込書で！

1 同封の申込書に必要事項をご記入ください。



補償内容をご確認のうえ、申込書記入例をご参考に必要事項をご記入ください。

2 申込書を当社までご提出ください。

お急ぎの方はFAXで! 03-6911-2095

FAXで申込書をご送信ください。その後すぐ、申込書の原本をご郵送いただくことで迅速にご契約いただけます。

※ご契約に際しては必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

保険商品に関するご質問・お申込手続きについてのお問い合わせはこちら！

お客さま専用ダイヤル

0120-77-2094

営業時間 平日 10:00~17:00

※土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。

24時間・365日 事故受付OK!

事故受付専用ダイヤル

事故が起きた際のお問い合わせ

0120-27-2094

※お客さま対応品質の向上のため、通話内容を録音させていただいております。

このパンフレットは、「賃貸のほけん(住居専用)」の概要を記載したものです。

詳細につきましては、「重要事項説明書」または「ご契約のおしり・約款」をご確認いただくか、お客さま専用ダイヤルまでお問い合わせください。

フレックス少額短期保険は、株式会社FISが運営しています

株式会社 **FIS**

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-24-1 西新宿三井ビルディング13階

<http://www.flex-ins.co.jp>

賃貸住宅ご入居者様のための保険

火災・自然災害・盗難等で、

大切な家財を失ったとき、生活再建の備えは万全ですか？

3つの補償で幅広くサポート

賃貸のほけん(住居専用)

自動更新制

家財
補償

修理費用
補償

賠償責任
補償

賃貸住宅ご入居者様を
様々なリスクから守ります！



株式会社 FIS

フレックス少額短期保険

関東財務局長(少額短期保険)第55号

賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償!

3つの補償で住生活を幅広くサポートします。

家財
補償

修理費用
補償


賠償責任
補償

家財
補償

生活家財を補償

生活家財に損害が生じた場合の損害額(再調達価額※) ▶ **家財保険金額**
申込書に記載のとおり


1  **家財が燃えてしまった!**
火災 落雷 破裂 爆発

5  **車が家に衝突し、家財が破損!**
建物外部からの物体の
落下 飛来 衝突 倒壊

2  **台風で屋根が壊れ、家財が破損!**
風災 雪災 ひょう災
損害額20万円以上の場合

6  **洪水で家財が水びたしに!**
水災 床上浸水による水濡損害
1事故につき 家財保険金額の30%限度

3  **泥棒に入られた!**
盗難 1事故につき 家財保険金額の10%限度
現金・預貯金は20万円限度


7  **外壁が破壊され、家財が破損!**
破壊 騒ぎよう・集団行動または労働争議に
伴う破壊行為や暴力行為

4  **水ぬれが起きた!**
水濡 給排水設備事故による漏水


8  ①～⑦以外の **偶然な事故**
破損 汚損 等 1事故につき 30万円限度
免責金額(自己負担額)3万円

上記の損害保険金の支払い対象となった場合、それに伴う次の出費も補償します。


臨時宿泊費用
等保険金 1事故につき
合計して
(限度額) **20万円**

 上記事故(③と⑧を除く)により発生した一時的な宿泊施設の利用・家財移転の費用や、生活必要品の購入費用を補償します。

残存物取片づけ
費用保険金 1事故
につき
(限度額) **10%**

 損害を受けた残存家財の取壊し、搬出、清掃等にかかった費用を補償します。

失火見舞費用
保険金 1事故
につき
(限度額) **20%**

 火災、破裂、爆発事故で他人の所有物に損害が発生した場合の相手方への見舞金費用を補償します。(被災世帯数×10万円)


※「再調達価額」とは損害のあった家財と同等のものを再購入するのに必要な額をいいます。



修理費用
補償


修理費を補償

下記の場合で賃貸借契約に基づきまたは緊急的に自費で修理した費用 ▶ **修理費用保険金額**
100万円

家財補償の対象となる事故(⑧を除く)により借戸室に損害が生じた場合
1事故につき
(限度額) **100万円**

 ご入居者さま(被保険者)の死亡により借戸室に損害が生じた場合
1事故につき
(限度額) **50万円**

 凍結による専用水道管・給湯器の損害
1事故につき(限度額・年1回) **30万円**
 借戸室の窓ガラスの熱割れによる損害
1事故につき(限度額・年1回) **10万円**

 いたずらやピッキング等で生じた借戸室の玄関ドアロックの損害
1事故につき
(限度額・年1回) **3万円**

賠償責任
補償

2つの賠償責任を補償

自己負担額なし(免責金額ゼロ)

第三者への賠償責任 ▶ **1,000万円**
個人賠償責任保険金額

第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

借戸室の使用・管理に起因する偶然な事故または日常生活に起因する偶然な事故により、第三者にケガをさせたり、第三者の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。



大家さんへの賠償責任 ▶ **1,000万円**
借家人賠償責任保険金額

大家さんへの法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

 **借戸室で火災を起こしてしまった!**

火災 爆発 水濡 破損 等

保険金をお支払いできない主な場合

家財補償

- 地震・噴火にともなう損害、戦争等による損害
- 故意または重大な過失による損害
- パソコン等に保存されているデータ、プログラムの損害
- 外出先で自転車の盗難にあった場合等の損害

賠償責任補償

- 自動車運転中に、他人に接触しケガさせてしまった損害
- 他人から借りている物に対する損害
- 故意による損害
- 設備の瑕疵・劣化またはさびに起因する損害